

令和6年第6回

君津市農業委員会議事録

令和6年6月4日（火）

令和6年第6回君津市農業委員会議事録

日 時 令和6年6月4日（火）午後2時00分から午後2時38分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第10号 令和6年度第3次農用地利用集積計画について

日程第7 議案第11号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年6月）について

日程第8 報告第 1号から報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 3号から報告第 5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 6号 農地法施行規則第29条第1号による届出について

出席委員（13名）

1番	内海孝夫	2番	鮎川正幸
3番	水野徳子	4番	小笠原武男
5番	笹本幸恵	6番	宇野真弘
7番	神子純一	9番	小泉春水
10番	齊藤昇	11番	重田忠男

1 2 番 長谷川 貢

1 3 番 鈴木 隆

1 4 番 石井 和美

欠席委員（1名）

8 番 溝口 勝美

出席した職員

事務局長	安田 禎 則
事務局次長	永 瀧 一 環
会計年度任用職員	白 石 勇 一
上総事務所長	川 名 勲 和
経済環境部農政課 企画調整係長	金 子 正 和

◎会長挨拶

会 長 皆さん、忙しい中、農業委員会への出席、御苦労さまです。

梅雨入り前ですけれども、暑い日が多くなって疲れやすい時期になってまいりました。田んぼの草だけは非常に元気に伸びていまして、草刈りが大変な時期だというふうに思います。熱中症に注意して作業のほうをお願いしたいと思います。

6月1日、2日と清和地区、それから君津地区で地域計画の話合いが行われました。

私も参加してきましたけれども、地域のそれぞれの地域に合わせていい話合いができているなというふうに考えております。ただ地域をまたいでというか、たくさんあちこちやっていらっしゃる担い手の方、そういう方の参加が少ないので、最後の10年後の地図を作る上でちょっと詰めが足りない部分があるかなというふうに思っています。

そこら辺については、またいろいろ対策を考えながらやっていきたいなというふうに思っています。農業委員会の方、最適化推進委員の方の協力で地域計画の目標地図を作り上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

◎諸般の報告

会 長 それでは、諸般の報告をいたします。

5月の総会以降の会議、行事は、5月21日、令和6年度君津地区農業委員会連合会通常総会に係る事前監査ということで、私が君津地区農業委員会連合会の令和5年度の事業及び収支会計について監査を実施しました。

5月29日、令和6年度全国農業委員会会長大会に私が出席しました。

5月31日、令和6年度君津地区農業委員会連合会通常総会に私と職務代理、それから事務局長が出席をいたしました。

今話しましたけれども、地域計画策定に係る協議の場が始まり、6月1日、清和地区、6月2日、君津地区、こちらのほうの協議に参加させていただきました。清和では神子委員、それから小泉委員、君津では内海委員にも出席していただいております。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議長 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和6年第6回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議長 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議長 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

12番、長谷川貢委員、13番、鈴木隆委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第7号

議長 長 日程第3、議案第1号ないし第7号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条の許可申請について御説明いたします。

議案第1号について説明をいたします。

根本地先の田1筆、面積949平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢であり離農したいため、譲受人は農業に新規参入したいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は新規就農となりますが、配偶者の実家が農家で適時アドバイスを受けることができるということです。

今回、申請農地と一緒に隣接する住居を購入しておりまして、作業場や農機具の保管場所等として利用する計画です。

季節野菜等を栽培し、当初は自家消費としますが、安定して栽培ができるようになれば、直売所や農協を通じて出荷をしたいということです。

農機具は、耕運機を購入予定で、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第2号について説明します。

西日笠地先の田1筆、面積1,249平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は専業で農業経営を行って
おり、新たに農地を取得し事業を拡大したい、です。

許可基準といたしまして、譲受人は、現在1万2,426平方メートルの農地を経営しており、
農機具は、トラクター、耕運機、乾燥機、動力噴霧器、草刈り機、軽トラックを所有して
おります。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第3号について説明します。

浦田地先の田1筆、面積357平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は隣接地に居住しており耕
作を行いたいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農となりますけれども、配偶者は植物学を学び、植物学
会の会員でもあるということで、栽培に関して多くの知識を持っており、技術的には問題な
いと思われま

農機具は、耕運機、草刈り機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第4号について説明します。

浦田地先の田2筆、面積712平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作の継続ができないため、譲受人は農業経営の規模を拡大す
るためです。

許可基準といたしまして、譲受人は、現在1万3,156平方メートルの農地を経営しており、
農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、草刈り機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第5号、第6号につきましては、譲受人が同一のため、一括して説明をさせて
いただきます。

譲受人は、昭和26年設立の株式会社で、一般法人として農業に新規参入しブルーベリー

の栽培を行うため農地を賃貸借しようとする申請です。

議案第5号は、平山地先の田1筆、面積1,312平方メートル、議案第6号は、同じく平山地先の田5筆、畑1筆、合わせまして3,125平方メートル、合わせて4,437平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由として、譲渡人は、議案第5号の譲渡人は住まいが遠方であり農地の維持管理が大変なためです。議案第6号は高齢であり農地の維持管理が大変なためでございます。譲受人は、農業事業に新規参入し、経営規模を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、一般法人が農地の賃貸借権を取得するために必要な要件は、定款に農業経営関係の事業を行う記載があること。解除条件付の賃貸借契約を締結すること。役員1人以上が農業に常時従事すること、または、農園長等農業経営に責任を持つ者が常時従事すること。地域における適正な役割分担と継続的、安定的に農業経営を行うことの4点であり、それぞれ満たすか満たす見込みであることを確認しております。

また、毎年、農地等の利用状況報告を農業委員会に提出することが定められておりまして、今後この報告書を受け、耕作の状況を確認してまいります。

農機具は、耕運機、運搬車、運搬用一輪車、草刈り機を購入する予定です。

農作業従事日数は150日を超える見込みとなっております。栽培技術につきましては、農園長が30年の農業経験と県内の農園で1年5か月のブルーベリー栽培の経験があり、複数の農園からサポートが得られるということで、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第7号について説明します。

農業に新規参入する令和6年4月1日設立の法人が農地所有適格法人として、大戸見地先の田2筆、面積3,089平方メートルを賃貸借し、ブルーベリーを栽培する内容の申請です。

申請理由として、譲渡人は高齢であり、農地の維持管理が大変なため、譲受人は農業に新規参入したいためです。

許可基準ですが、譲受人は、農地所有適格法人として農業に新規参入する法人となります。

農地所有適格法人の主な要件は、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件、民間企業の出資割合、主にこの5つの要件となりますけれども、いずれも満たしているか今後満たす見込みであることを確認しております。

今後、毎年提出される農地所有適格法人報告書で適格法人の要件を満たしているかどうかを確認をしていきます。

栽培技術につきましては、会社から任命されている農園長が市内外の農園でブルーベリー

栽培を2年5か月経験しており、実践段階では経験豊富なこれらの農園からサポート等の協力が得られるということです。

農機具は、耕運機を借り上げる予定で、運搬車、草刈り機を所有する、購入する見込みとなっています。

農作業従事日数は150日を超える見込みとなっておりまして、資格等については問題ないと思われまます。

以上、事務局の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号について、5番、笹本委員からお願いいたします。

笹本委員 5番、笹本です。

第1号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

場所ですが、別冊1ページを御覧ください。

紙面左側のほうに県道92号線があります。東京オーリーブとセブンイレブンの間の道を350メートルくらい長石方面へ向けて行き、最初の信号を左折します。そこから300メートルくらい入ったところの左側に申請場所があります。

5月26日、午後1時に譲受人御夫婦と会い、現地の確認と聞き取り調査を行いました。

現地は、休耕地でしたが草はそれほど伸びておらず、すぐにでも畑として使用できそうでした。現在、家で花や果樹などを栽培しているとのこと。ブルーベリーやミモザなどが軌道に乗ったら直売所での販売を考えているそうです。また、栽培について指導していただける方もいるとのことですので、心配はないのかなと考えています。機械や農具については、隣接する家に置いておくということでした。

特に問題ないと思われまますが、よろしく御審議のほどお願ひいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第2号について、7番、神子委員からお願いいたします。

神子委員 7番、神子です。

議案第2号について御説明します。

申請内容等の詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

先月の22日、午前10時に譲受人と譲渡人の双方の代理人である行政書士に現地でお会い

し、お話を聞きました。

現地は、別冊の2ページをお開きください。

清和小学校から三島方面に向かい、西日笠地区です。

今回案件の譲渡人は、本年4月の総会でも隣接する農地の移転申請があり、承認されたところですが、さらに今回の案件は、その農地に隣接する場所です。4月の総会でも御説明しましたが、譲渡人は現在79歳の高齢で市内に居住しておりますが、西日笠にある農地の維持管理は物理的にも大変に困難ということでした。

一方、譲受人は近くに隣接する農地で20年以上ハウス栽培とジャガイモ、あるいはトマトなどの農産物を多面的に生産してきております。

双方の聞き取りの結果、特段の問題はないと思われますので、御審査のほどよろしく願いします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第3号ないし第4号について、12番、長谷川委員からお願いいたします。

長谷川委員 12番、長谷川です。

詳細につきましては、事務局の御説明のとおりです。

場所は、3ページを御覧ください。

久留里駅のほうから鴨川方面に向かい、これ国道になったところ、久留里バイパスとなったところなのですが、久留里街道をいきまして久留里神社の先を右折しまして約400メートルほど行ったところに現地があります。

5月22日に代理人と現地の確認を行いました。

譲渡人は高齢であり、今後耕作を徐々にやめていきたいということです。現地はお寺に隣接しております。今度の譲受人が草刈り等の管理をしており、田んぼとしては使用されておられませんので、それで現況は畑のような状態になっていて、耕うんすればすぐに植付け可能な状態にありますので、譲受人は家庭菜園として野菜を栽培したいとのことでした。

不許可の要件に当たるものはないものと見られますので、特に問題ないと思っておりますので、御審議のほどよろしく願いします。

それから、第4号、これも詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所につきましては、別冊4ページ、久留里駅の方面です。久留里街道を鴨川方面に向かいまして大森川の橋を渡って、ちょっと行った先からやはり右折をしまして約300メートル

ぐらい行ったところに現地があります。

5月23日に譲渡人と現地の確認を行いました。

譲渡人は相続をしたが、耕作経験もなく譲渡したいとのことでありました。譲受人は現在、ここにつきましては前から、兄弟の方が亡くなったんですけれども、亡くなる前から耕作委託をしているところなので、今回は、その耕作委託をされた方じゃなくて別の方が4月の当初から耕作をしております。それで、譲渡人のほうから売買ということでのお話があったということで、購入をし、耕作をするということになっております。

不許可の要件についてはないと思われまますので、特に問題ないと思われまます。御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続きまして、議案第5号ないし第7号について、13番、鈴木委員からお願ひします。
鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第5番と6番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地は、別冊の5ページをお開き願ひします。

JR久留里線、平山駅の南側に200メートルほどの大原神社の裏手でございます。このところは、連担する水田の端っこで小櫃川に流入する小さな沢の両側に位置するところでございます。

5月22日の午後、代理人と現地を確認、聞き取りを行いました。

譲渡人は相続によりましてこの土地を取得しましたが、遠方に生活拠点が有り、農地の維持管理ができないので賃貸借契約を締結し、譲受人に貸付けを行うものであります。

議案番号第6番の譲渡人につきましては、高齢で農地を維持管理することが大変なため、賃貸借契約により農地を貸し付けるということです。

譲受人は土木建築工事を営む一般法人であります。農業事業に新規参入し、経営規模を拡大したいということです。営農計画や資金計画もしっかりしており、また、地域の農業維持活動にも参加するという確約書もあり、問題ないと思われまます。よろしく御審議をお願ひします。

次に、議案番号第7番について御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

申請地は、別冊6ページを御覧ください。

地図に国道465号と書いてあるところに旧松丘小学校があります。その前の道路を右折して500メートルほど行きまして、農道を右に上がって高台を100メートルほど行ったところが申請地でございます。

5月22日に代理人と現地を調査確認、聞き取りをいたしました。

現地は、土地改良をした水田の一番端っこにあり、水稻以外の農作物を栽培するには適地であると思われまます。

譲渡人につきましては、高齢になり農地の維持管理が大変になってきたため、賃貸借契約により譲受人に貸し付けることにしたとのことです。

譲受人は農業に新規に参入するため、令和6年4月に設立した農地所有適格法人で、ブルーベリー栽培を計画しています。農業経営実施計画、営農計画もしっかりしており、また、地域の農業維持活動にも参加するとの確約書があります。

特に問題はないと思われまますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第8号

議長 長 日程第4、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永畷次長 議案第8号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

戸崎地先の田7筆、面積5,994平方メートル、畑1筆、1,190平方メートル、計8筆7,184平方メートルを砂利採取用地に一時転用します。

申請地は、都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

平成10年から5条で農地を借り受けて一時転用していましたが、時効取得により申請者が農地の所有者となったことから、新規に4条で一時転用を申請するものです。

一時転用の申請である理由は、これまでの一時転用許可条件から農地を復元しなければなりません。事業の都合により現時点での復元が困難なため、一時転用状態を継続するものです。

用水、排水は使用しません。雨水は調整池を設置し自然浸透とします。事業中は安全管理

を徹底し、騒音振動等の防止対策を講じ、施設管理を充分に行います。農業用排水、日照、通風については、周囲には耕作している農地、採草放牧地はありませんので影響がありません。砂の飛散防止として定期的に水をまいております。

申請地内の周囲に土留め、生け垣等の設置やのり面の安定勾配を保つことにより土砂流出防止等の策を講じております。被害が発生した場合は、申請者において責任を持って対応します。周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第8号について、11番、重田委員からお願いいたします。

重田委員 11番、重田です。

議案8番について説明します。

詳細は、ただいま事務局の説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊7ページをお開きください。

県道23号木更津末吉線を、ちょっとここに載っていないんですけども、戸崎のほうの富崎神社から木更津方面に向かい約1キロ先から左に曲がり、500メートル先のこちら側にJ AのLPガスセンターの反対側の左側が申請地でした。

現地立会いは申請者と関係者3名で、5月29日に現地調査及び申請者への聞き取り調査等を行いました。

申請地は砂利採取用地でした。これまで5条で農地を借り受けて一時転用していましたが、時効取得により農地の所有者となったことから、新規に4条で一時転用を申請するものです。

特に問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第9号

議長 日程第5、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第9号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

宿原地先の田1筆、62平方メートルを所有権移転により看板用地へ転用します。

申請地は、都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

敷地は埋立てを行わず、整地も特に行いません。雨水排水は自然浸透とし、用排水は使用しません。工事中は事故防止に努め、地域防災に協力します。周辺農地への影響はありません。

以上です。

議長 現地調査報告を9番、小泉さんからお願いします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案9号について御説明をいたします。

詳細については、事務局の説明のとおりです。

場所は、別冊8ページを御覧いただき、国道410号線を鴨川方面、下方に向かいまして、宿原地先、三島大橋の手前およそ50メートルほどの国道に面したところになります。

5月27日に代理人と現地確認と聞き取りを実施しました。

当該地は草地で、きれいに刈り払ってありました。

譲受人は、ここに自社の看板を設置する予定だということでした。隣地地主の方々には了解を得ているということでしたので、特に問題はないものと思われまふ。よろしく御審議ください。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見等がありませんので、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第10号

議長 日程第6、議案第10号 令和6年度第3次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

議案第10号について、経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 農政課の金子でございます。

議案第10号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、令和6年度第3次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書6ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区8件、11筆、1万1,819平方メートル、小糸地区13件、40筆、4万5,603平方メートル、上総地区1件、1筆、912平方メートル、合計22件、52筆、5万8,334平方メートル、以上でございます。

所有権移転につきましては、今回はございません。

個別の案件につきましては、議案書の7ページから19ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、令和5年4月1日より前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第10号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

笹本委員。

笹本委員 5番、笹本です。

番号の1ですけれども、受けの方が鋸南町となっておりますけれども、その方はほかでもやっていたらっしゃいますか。

金子経済環境部農政課企画調整係長 ちょっと、わかりません……。

笹本委員 君津市の中でほかにもやっているんだったらいいんだけど、ちょっと遠いかなと思ったんで。

金子経済環境部農政課企画調整係長 ちょっと確認させてください。

笹本委員 はい。移動がスムーズにできるんなら別に問題ないと思うんですけども、ちょっと遠いかなと思ったので、すみません。

永島次長 この受け人の方は、造園業を営んでいらっしゃる、ここは……

笹本委員 あっ、造園業……

永島次長 造園業を営んでおられて、そこに苗とか育ててあって、継続になっております。

笹本委員 ああ、なるほど。そういうことなんですね。

議長 よろしいですか。

笹本委員 はい。

議長 ほかに何か御質問、御意見ありますか。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第10号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

◎議案第11号

議長 日程第7、議案第11号 令和6年度農用地利用集積計画案（令和6年6月）についてを議題といたします。

経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 議案第11号について御説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対しまして、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成した令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年6月分）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書21ページを御覧ください。

まず、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、小櫃地区2件、田2筆、1,101平方メートル、以上でございます。

機構、受け手間契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、小櫃地区4件、田26筆、2万5,621平方メートル、以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書22ページから25ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第11号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見等がありませんので、採決いたします。

議案第11号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

◎報告第1号ないし報告第6号

議長 日程第8、報告第1号ないし第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第3号ないし第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告第6号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出については、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第6号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第6号を終わります。

◎閉 会

議長 これをもちまして、令和6年第6回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和6年第7回農業委員会総会は、令和6年7月5日金曜日、市役所5階大会議室にて開催する予定でございますので、よろしく願いいたします。

(午後2時38分)